

条 例 議 案 の 概 要

—平成25年3月定例会—

(追加議案)

目 次

議案第 55 号 盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について 1

議案第55号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人その他の団体が表示等を禁止されている広告物等を例外的に表示し、又は設置できる場合を定めるとともに、罰則の適用範囲を改めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国若しくは地方公共団体又は指定団体が表示し、又は設置することが禁止されている広告物等について、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで公益上やむを得ないと認められた場合に表示し、又は設置することができるこことする。
- (2) 禁止広告物等を表示し、又は設置した者について、除却等の必要な措置を命じ、その措置命令に違反した場合に罰則を適用させることとする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>第5条 <u>前条第1項及び第2項の規定により表示し、又は設置することが禁止される広告物等を除き、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物等を表示し、又は設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) 良好的な景観を形成し、又は風致を維持することが必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域、同項第7号に掲げる風致地区、同項第12号に掲げる特別緑地保全地区若しくは同項第14号に掲げる生産緑地地区又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち景観法第8条第1項の規定に基づき定められた盛岡市景観計画（以下「景観計画」という。）において市街地景観地域として定められた地域</p> <p>イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は第一種住居地域</p> <p>ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>エ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域（景観計画にお</p>	<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>第5条 <u>前条の規定により、広告物等を表示し、又は設置することが禁止される場合を除き、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物等を表示し、又は設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) 良好的な景観を形成し、又は風致を維持することが必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域、同項第7号に掲げる風致地区、同項第12号に掲げる特別緑地保全地区若しくは同項第14号に掲げる生産緑地地区又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち景観法第8条第1項の規定に基づき定められた盛岡市景観計画（以下「景観計画」という。）において市街地景観地域として定められた地域</p> <p>イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は第一種住居地域</p> <p>ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>エ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域（景観計画にお</p>

改正後	改正前
<p>いて景観形成地域として定められている地域を除く。) 又は景観計画において田園・丘陵景観地域として定められた地域</p> <p>才 景観計画において山地景観地域として定められた地域</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>ア 良好的な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>(ア) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</p> <p>(イ) 緑地又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域</p> <p>(ウ) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域</p> <p>(エ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域</p> <p>(オ) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第4条第1項に規定する市民農園区域</p> <p>(カ) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳又はこれらの付近の地域で、市長が指定するもの</p> <p>(キ) 空港、駅前広場又はこれらの付近の地域で、市長が指定するもの</p> <p>(ク) 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で、市長が指定するもの</p> <p>(ケ) 交通の安全を図るために必要があると市長が認めて指定する地域</p> <p>イ 歴史的景観の形成及び保全が求められる地域である次のいずれかに該当する地域</p>	<p>いて景観形成地域として定められている地域を除く。) 又は景観計画において田園・丘陵景観地域として定められた地域</p> <p>才 景観計画において山地景観地域として定められた地域</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>ア 良好的な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>(ア) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</p> <p>(イ) 緑地又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域</p> <p>(ウ) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域</p> <p>(エ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域</p> <p>(オ) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第4条第1項に規定する市民農園区域</p> <p>(カ) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳又はこれらの付近の地域で、市長が指定するもの</p> <p>(キ) 空港、駅前広場又はこれらの付近の地域で、市長が指定するもの</p> <p>(ク) 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で、市長が指定するもの</p> <p>(ケ) 交通の安全を図るために必要があると市長が認めて指定する地域</p> <p>イ 歴史的景観の形成及び保全が求められる地域である次のいずれかに該当する地域</p>

改正後	改正前
(ア) 都市計画法第8条第1項第15号に掲げる伝統的建造物群保存地区	(ア) 都市計画法第8条第1項第15号に掲げる伝統的建造物群保存地区
(イ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同法第109条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された地域、同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された地域若しくは同法第143条第2項に規定する条例の規定により定める地区のうち、市長が指定するもの	(イ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同法第109条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された地域、同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された地域若しくは同法第143条第2項に規定する条例の規定により定める地区のうち、市長が指定するもの
(ウ) 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第4条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第37条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域	(ウ) 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第4条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第37条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域
(エ) 盛岡市文化財保護条例(昭和53年条例第21号)第4条第1項若しくは第27条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第31条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域	(エ) 盛岡市文化財保護条例(昭和53年条例第21号)第4条第1項若しくは第27条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第31条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域
(オ) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例(昭和46年条例第50号)第8条第1項の規定に基づき指定された保護庭園、保存樹木若しくは保存建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同項の規定に基づく環境保護地区若しくは環境緑化地区のうち市長が指定するもの	(オ) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例(昭和46年条例第50号)第8条第1項の規定に基づき指定された保護庭園、保存樹木若しくは保存建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同項の規定に基づく環境保護地区若しくは環境緑化地区のうち市長が指定するもの
(カ) 景観計画において歴史景観地域として定められた地域	(カ) 景観計画において歴史景観地域として定められた地域
ウ 景観計画において河川景観保全地域又は眺望景観保全地域として定められた地域	ウ 景観計画において河川景観保全地域又は眺望景観保全地域として定められた地域
エ 都市計画法第8条第1項第6号に掲げる景観地区その他の良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に必要であると市長が認めて指定する地域	エ 都市計画法第8条第1項第6号に掲げる景観地区その他の良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に必要であると市長が認めて指定する地域
3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物等は、規則で定めるところ	3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物等は、規則で定めるところ

改正後	改正前
<p>るにより、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができる。</p>	<p>るにより、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができる。</p>
<p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 指定団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 指定団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p>
<p>4 前条第5項の規定は、第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。</p>	<p>4 前条第5項の規定は、第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第6条 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。</p>	<p>第6条 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。</p>
<p>(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件 (5) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急かつやむを得ない場合における広告物等</p>	<p>(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件 (5) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急かつやむを得ない場合における広告物等</p>
<p>2 次に掲げる広告物等については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 次に掲げる広告物等については、前条第1項_____の規定は、適用しない。</p>
<p>(1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する</p>	<p>(1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する</p>

改正後	改正前
<p>広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 冠婚葬祭, 祭礼等のため, 一時的に表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(5) 講演会, 展覧会, 音楽会等のため, その会場の敷地内に表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(6) 人若しくは動物又は車両, 船舶等に表示する広告物</p> <p>(7) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地内に教育的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(9) 前条第2項第1号イ又はウに掲げる地域において表示するはり紙で, 規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか, 公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するもの</p> <p>3 次に掲げる広告物等については, 第4条第1項の規定は, 適用しない。</p> <p>(1) 第4条第1項第5号, 第10号, 第11号又は第12号（景観重要樹木を除く。）に掲げる物件にその所有者又は管理者が表示し, 又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し, 又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 第4条第5項の規定は, 第1項第5号の規定による施設若しくは物件の指定又は第2項第10号の規定による広告物等の指定並びにこれらの変更及び廃止について準用する。 <u>(公益上やむを得ないと認められる広告物等の表示等の許可等)</u></p> <p>第7条 市長は, 第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず, 公益上やむを得ないと認められる広告物等について, 盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて, その表示又は設置を許可することができる。</p> <p>2 国若しくは地方公共団体又は指定団体が表示し, 又は設置しようとする</p>	<p>広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 冠婚葬祭, 祭礼等のため, 一時的に表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(5) 講演会, 展覧会, 音楽会等のため, その会場の敷地内に表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(6) 人若しくは動物又は車両, 船舶等に表示する広告物</p> <p>(7) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地内に教育的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(9) 前条第2項第1号イ又はウに掲げる地域において表示するはり紙で, 規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか, 公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するもの</p> <p>3 次に掲げる広告物等については, 第4条第1項の規定は, 適用しない。</p> <p>(1) 第4条第1項第5号, 第10号, 第11号又は第12号（景観重要樹木を除く。）に掲げる物件にその所有者又は管理者が表示し, 又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し, 又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 第4条第5項の規定は, 第1項第5号の規定による施設若しくは物件の指定又は第2項第10号の規定による広告物等の指定並びにこれらの変更及び廃止について準用する。 <u>(公益上やむを得ないと認められる広告物等の表示等の許可)</u></p> <p>第7条 市長は, 第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず, 公益上やむを得ないと認められる広告物等について, 盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて, その表示又は設置を許可することができる。</p>

改正後	改正前
<p>広告物等（第4条第4項各号、第5条第3項各号及び第6条第1項から第3項までに掲げる広告物等以外の広告物等に限る。）で、市長が盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて公益上やむを得ないと認めたものは、表示し、又は設置することができる。</p>	
<p>（許可の期間及び条件）</p>	
<p>第8条 市長は、第4条第3項、第5条第1項又は前条第1項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>	<p>第8条 市長は、第4条第3項、第5条第1項又は前条_____の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>
<p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。 3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>	<p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。 3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>
<p>（変更等の許可）</p>	
<p>第9条 第4条第3項、第5条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該変更又は改造が第7条第1項の規定による許可を受けた広告物等に係るものであるときは、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第9条 第4条第3項、第5条第1項又は第7条_____の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該変更又は改造が第7条_____の規定による許可を受けた広告物等に係るものであるときは、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>2 前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>	<p>2 前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>
<p>3 第1項後段の規定は、第7条第2項の規定に基づき表示され、又は設置された広告物等が変更され、又は改造される場合について準用する。</p>	
<p>第10条から第12条まで 略 (経過措置)</p>	<p>第10条から第12条まで 略 (経過措置)</p>
<p>第13条 広告物等で、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項の規定</p>	<p>第13条 広告物等で、第4条又は第5条_____の規定</p>

改正後	改正前
<p>により広告物等を表示し、又は設置してはならない物件又は地域若しくは場所（以下「禁止物件等」という。）となった際現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止物件等となった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p>	<p>により広告物等を表示し、又は設置してはならない物件又は地域若しくは場所（以下「禁止物件等」という。）となった際現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止物件等となった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p>
<p>第14条及び第15条 略 (違反広告物等に係る勧告及び違反の表示)</p> <p>第15条の2 市長は、第3条、<u>第4条第1項若しくは第2項</u>、第5条第1項又は前条の規定に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、当該広告物等の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。</p> <p>2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反する広告物等に、規則で定めるところにより、当該広告物等が違反である旨を表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。</p>	<p>第14条及び第15条 略 (違反広告物等に係る勧告及び違反の表示)</p> <p>第15条の2 市長は、第3条、<u>第4条第1項から第3項まで</u>、第5条第1項及び前条の規定に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、当該広告物等の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。</p> <p>2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反する広告物等に、規則で定めるところにより、当該広告物等が違反である旨を表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。</p>
<p>第15条の3 略 (措置命令)</p> <p>第16条 市長は、第15条の2第1項の規定に基づく勧告に正当な理由がなく従わなかったときは、その違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置をその命じた者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合におい</p>	<p>第15条の3 略 (措置命令)</p> <p>第16条 市長は、第15条の2第1項の規定に基づく勧告に正当な理由がなく従わなかったときは、その違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置をその命じた者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合におい</p>

改正後	改正前
ては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、その命じた者が除却する旨を告示するものとする。	ては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、その命じた者が除却する旨を告示するものとする。
第17条から第55条まで 略	第17条から第55条まで 略
第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 第4条第1項若しくは第2項又は 第5条第1項の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者	(1) <u>第3条, 第4条第1項から第3項まで及び第5条第1項の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者</u>
(2) 第9条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者	(2) 第9条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
(3) 第15条の規定に違反して広告物等を除却しなかった者	(3) 第15条の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
(4) 第16条第1項の規定に基づく市長の命令（除却命令を除く。）に違反した者	(4) 第16条第1項の規定に基づく市長の命令（除却命令を除く。）に違反した者
(5) 第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(5) 第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者	(6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
第57条から第59条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成25年条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第57条から第59条まで 略 附 則 略 別表 略